

～人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様へ～

中小企業省力化投資補助金

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

STEP 1 対象要件

- 中小企業等が、補助対象製品のカタログに登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、**労働生産性 年平均成長率3%**向上を目指す事業計画に取り組むこと。
- (賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合) 補助事業終了までに**給与支給総額6%・事業場内最低賃金45円以上の賃上げ**に取り組むこと。

STEP 2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- カタログを参照して製品を選び、販売事業者に連絡
- GビズIDを取得のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請
※本補助金申請には、GビズID(アカウント)の取得が必要です。

STEP 3 事業実施

- 交付決定となれば、交付申請・決定を経てから、事業を実施
- 補助事業実施期間内に省力化製品の導入を行う
- 実績報告書を提出
- 申請時の事業計画に基づき毎年度効果報告を提出する

申請から事業終了までの流れ



- カタログより導入製品を検討
- 販売事業所と製品導入の商談
- 生産性向上・賃上げ計画策定
- 申請申込み
- 事業計画の審査
→採択・交付決定

- 製品の導入
- 業務プロセスの改善を通じた生産性向上の取り組み
- 事業実績報告の提出
- 実績報告の審査
→補助額確定・支払

- 毎年の効果報告
以下についてフォローアップ
 - ・製品の使用状況
 - ・労働生産性の向上
 - ・賃上げ状況
- 導入製品の現地確認

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

業種ごとの活用イメージ

物流業 × 無人搬送車

倉庫に無人搬送車を導入することで、棚卸し業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上。

宿泊業 × 自動清掃ロボット

旅館等で、自動清掃ロボットを導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度向上・高付加価値化。

飲食業 × スチームコンベクションオーブン (プログラム機能付き調理器具)

人手不足解消のため、複数の料理を同時にかつ大量に自動加熱調理可能とする。

事務局HP (公募要領・カタログはこちら)



公募については、補助金事務局ホームページにてご確認ください。
URL : <https://shoryokuka.smrj.go.jp/#company>

「働き方改革推進支援助成金」

～労働時間短縮・年休促進支援コース～

本助成金は、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- 労災保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、下記「成果目標」①~③の設定に向けた条件を満たしていること。

活用事例 助成額

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

労働能率を増進する為に設備・機器等導入

実際に労働能率が増加し、時間当たりの生産性が向上した！

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給。
「以下1、2の上限額及び3の加算額の合計額」と「対象経費の合計額×3/4」のいずれか低い額
※1. 成果目標①の上限額 100万円~200万円 ※2. 成果目標②・③の上限額 各25万円
※3. 賃金引上げの達成時の加算額(常時使用する労働者が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

労働者人数要件及び、労働能率の増進に資する取組等、対象要件の取組を実施した場合、補助率4/5となる。

「業務改善助成金」

本助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業主

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

左記条件を満たした事業主は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、事業場ごとに申請する。

活用事例 助成額

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。コース区分：「30円」「45円」「60円」「90円」の4コースあり。

[例:30円コース]

コース区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円

助成率	900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)	
950円以上	3/4(4/5)	

(*)内は生産性要件を満たした事業場の場合